

令和6年度 アルコール検知器導入助成について

1. 対象事業者 会費未納がない会員事業者とする。
2. 助成対象 以下の期間に、千葉県内の営業所に、新たに助成対象装置（中古品・レンタル品を除く）を導入したものとする。
なお、管理・記録に必要なパソコンや携帯電話等の導入費用、装置導入に伴う継続費用（マウスピース等の消耗品費用、通信・通話料、保守料等）は含まないものとする。
期間：令和6年2月1日～令和6年12月末日
3. 助成対象装置 アルコール検知器協議会が認定するアルコール検知器
（別途、全ト協の「安全装置等（IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器）導入促進助成」を受けた装置は対象外）
4. 申請受付期間 令和6年6月1日～令和7年2月6日午後5時必着
※ 但し、当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。
5. 申請方法 以下の書類一式を提出すること。
(全てA4サイズで作成)
(1) 令和6年度アルコール検知器導入助成実績報告書
(2) 装置単価の記載がある請求（明細）書のコピー
(3) 領収書・インターネットバンキングの振込結果（**確定済・承認済**等）のコピー
6. 助成台数 一事業者当り、当該年度上期の会費請求台数（被牽引車を除く）までとする。
7. 助成金額 支払額（千円未満切捨て・消費税除く）までとし、上限50,000円
8. 助成金交付日 令和6年 6月～ 7月受付 … 令和6年 9月末日交付
令和6年 8月～ 10月受付 … 令和6年12月末日交付
令和6年11月～ 12月受付 … 令和7年 2月末日交付
令和7年 1月～ 2月受付 … 令和7年 3月末日交付